

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 6 日現在

機関番号：13401

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23730737

研究課題名(和文)戦後日本の婦人教育政策におけるジェンダー・ポリティクス

研究課題名(英文)Gender Politics in a Women's Education Policy of Japan

研究代表者

羽田野 慶子(HATANO, Keiko)

福井大学・教育地域科学部・准教授

研究者番号：50415353

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,500,000円、(間接経費) 450,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、戦後日本の社会教育行政における婦人教育政策の展開とその内容に関するジェンダー・ポリティクスを分析した。婦人教育は、歴史的に家庭教育や純潔教育と統合されて行政機構の中に組み込まれた経緯を持つ。

学校教育から疎外されてきた女性にとって、社会教育は重要な学習機会であると同時に学校教育に代わる社会化工ージェントである。女性を対象とする社会教育は、国家にとって「のぞましい女性像」をあてはめる側面と、性差別に気付き、変革を目指そうとする女性解放のツールとしての側面があり、この両者の思惑が交錯する政策領域といえる。

研究成果の概要(英文)：This research analyzed the gender politics about deployment and the contents of the woman education policy in social education administration of Japan after the war. Woman education policy were historically unified with home education and conservative sexual education, and were incorporated in to the same administrative organ.

For the woman alienated from school education, while social education is an important learning opportunity, it is a socialization agent which replaces school education. Woman education is a policy domain in which there are the side which builds the female image of nationalism, and the side of a means to exterminate discrimination against women in.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学

キーワード：社会教育 婦人教育 ジェンダー

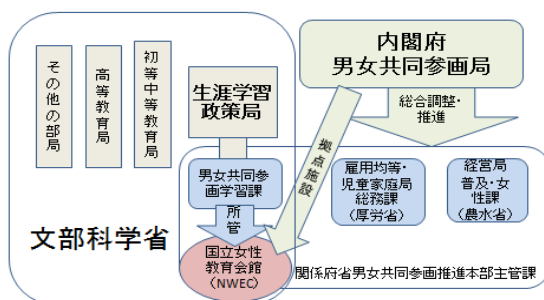
## 1. 研究開始当初の背景

1999年に男女共同参画社会基本法が制定され、現在、日本のジェンダー政策は内閣府男女共同参画局が省庁横断的な総括機能をもって、男女共同参画基本計画の策定をはじめ、政策全体の推進及び調整を担っている。ジェンダー政策に直接的にかかわる行政機構としては、厚生労働省の雇用均等・児童家庭局、農林水産省経営局の普及・女性課、文部科学省生涯学習政策局の男女共同参画学習課などがあるが、これらの部署をはじめ、各府省には男女共同参画推進本部主管課が設けられ、男女共同参画局との連携に基づき各部門におけるジェンダー政策をとりまとめている。

こうしたジェンダー政策の推進にあたっては、男女共同参画社会の形成という政策目標を理解した上で各部門の事業を展開する指導者層の育成が必要である。「男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的」とし、女性教育指導者等のための学習・研修施設である国立女性教育会館(略称「NWEC」)は、国立唯一の女性教育施設として1977年に設置され(当初は「国立婦人教育会館」)、2001年に独立行政法人化の後、男女共同参画社会形成に向けた学習・研修を担うナショナル・センターとしてジェンダー政策の中で重要な位置づけを与えられている。2005年に策定された「男女共同参画基本計画(第二次)」では、計画の推進のための取り組みの一環として、「男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設の充実」が掲げられ、「独立行政法人国立女性教育会館は、我が国唯一の女性教育のナショナル・センターとして、(1)拠点施設を支える人材の育成・研修、(2)調査・研究に基づく先導的な学習プログラムの開発・提供、(3)国内外の統計データその他必要な情報の提供、(4)全国各地の拠点の間の交流の促進などを通じて、地域との連携を図りつつ、女性教育の推進に一層努めていく必要がある。」(133頁)と記されており、国が進めるジェンダー政策の直接的な担い手の育成・支援を行う拠点としての機能を期待されている。NWECは、もともと文部省の附属機関として設置された社会教育施設であるため、内閣府ではなく文部科学省生涯学習政策局の男女共同参画学習課が所管している。したがってジェンダー政策推進における拠点施設という役割と同時に、文部科学行政における生涯学習政策の中の一部門としての女性教育施設という二重構造の中に位置づけられている(右図)。日本のジェンダー政策の展開過程を振り返ると、1975年の国際婦人年を契機に政府は婦人問題企画推進本部およびその事務を所掌する婦人問題担当

室を設置し、77年には「国内行動計画」を決定、以後、男女雇用機会均等法の制定(85年)、女性差別撤廃条約の批准(同年)、新国内行動計画の決定(87年)、男女共同参画ビジョンおよび男女共同参画2000年プランの策定(96年)を経て、99年の男女共同参画社会基本法の成立に至るわけだが、77年のNWEC設立は、この一連のジェンダー政策の流れの中に位置づけられて理解されている。

図: 国立女性教育会館の行政上の位置付け



一方、社会教育行政における婦人教育政策の展開に目を向けると、現在の文科省生涯学習政策局男女共同参画学習課は、もともと文部省社会教育局婦人教育課として、1961年に設置されたものである。敗戦直後、文部省社会教育局長通達「昭和二十年度婦人教養施設二閣スル件」は、婦人教育政策として母親学級の開設を奨励した。しかし、その教育内容は主婦・母親としての家庭役割を女性に求めるものであり、戦前の国家主義的な女性観との連続性を維持するものであったため、GHQは1946年から51年までの間、社会教育行政において婦人教育を特設することを禁じている。この間、1946年1月には同じくGHQにより公娼廃止が決定され、これを受けて文部省では47年1月に純潔教育の実施に関する社会教育局長通達が出され、翌2月に純潔教育委員会を設置、49年1月には「純潔教育基本要項」が打ち出された。この風俗対策の一環としての純潔教育の振興ルートとして、婦人教育および家庭教育が位置づけられていく。こうした流れを背景にしつつ、1952年1月に行われた全国婦人教育指導者会議において、再び社会教育行政における婦人教育の特設、具体的には婦人教育課設置の要望が出される。当時の議論では、婦人教育特設の論拠は(1)婦人の後進性からの解放、(2)婦人の特異な領域からする必要性、の2点であった。前者はいわゆる婦人解放のために婦人教育を位置づけるのに対し、後者は女性の家庭役割を所与のものとする点で戦前からの女性観を踏襲するものである。つまり、「婦人解放」と「家庭役割の受忍」という相反する方向性を並列させる形で、婦人教育の特設が根拠づけられたことになる。以後、

文部省の展開する婦人教育政策は、いわゆるジェンダー平等に向けた女性の地位向上のための社会教育という方向性と、女性の家庭役割を受け入れた上での子どもの家庭教育の担い手としての女性教育という矛盾したベクトルを孕んだまま、さらに風俗対策としての純潔教育をも統合する形で、61年に婦人教育課が設置され、社会教育行政機構の中に正式に位置づけられることとなった。

その後、1970年頃には婦人教育の専門施設の設置に対する要望が強まり、72年に国立婦人教育会館の設置に関する協力者会議が発足、約7年の調査・準備期間を経て77年11月にNWEC設立の運びとなる。NWECは80年から女性学講座を開設し、その成果は婦人教育課の諸事業にも反映されるようになるが、一方で86年の臨教審答申でいじめや少年非行などの教育問題の背後に家庭の教育力低下があるとし、その観点から家庭教育の充実とそこで母親の役割の重要性が強調されるなど、依然として相反する方向性が婦人教育政策の中に並列させられる状況が続く。同じ時期に均等法施行や女性差別撤廃条約の批准をはじめとするジェンダー平等にむけた政策の進展をみながら、98年4月には婦人教育課内の家庭教育係が「家庭教育支援室」に格上げされ、同年7月には男女共同参画学習課に名称変更される。翌99年には男女共同参画社会基本法が成立し、現行の体制が築かれるわけだが、社会教育/生涯学習行政における「男女共同参画学習」政策には、未だにジェンダー平等と家庭教育という完全には一致しえない路線が共存しており、にもかかわらず、男女共同参画社会を推進するための拠点施設として位置付けられているのが現状である。

## 2. 研究の目的

本研究では、戦後日本の社会教育行政における婦人教育政策の展開とその内容に関するジェンダー・ポリティクスを分析する。婦人教育(現在では「男女共同参画学習」)は、ジェンダー平等をめざす指導者養成のため、国立女性教育会館を拠点施設として推進されているが、歴史的には婦人教育が家庭教育や純潔教育と統合されて行政機構の中に組み込まれた経緯を持つ。現在の生涯学習政策における男女共同参画学習がいかなる政治・社会的力学のもとに展開し、そこでの学習内容にはどのようなジェンダー関係が描かれてきたのか、戦後の婦人教育政策におけるジェンダー・ポリティクスを解明することが本研究の課題である。

学校教育から疎外されてきた女性にとって、社会教育は重要な学習機会であると同時に学校教育に代わる社会化エージェントである。女性を対象とする社会教育は、国家にとって「のぞましい女性像」をあてはめる側面と、性差別に気付き、変革を目指そうとす

る女性解放のツールとしての側面があり、この両者の思惑が交錯する政策領域といえる。そこで本研究では、戦後日本の社会教育行政における婦人教育政策の展開とその内容におけるジェンダー・ポリティクスを分析する。具体的には、(1)婦人教育政策の決定過程において、ジェンダーをめぐるどのような政治的・社会的力学が作用してきたか、(2)婦人教育政策の中で、どのようなジェンダー関係が所与のものとしてされてきたか、の二点を研究課題とする。

## 3. 研究の方法

戦後日本の婦人教育政策におけるジェンダー・ポリティクスを解明するため、本研究で行うのは、行政文書の収集・分析、政策決定に関わる関係者の言説の収集・分析、婦人教育の実践記録の分析、の3点である。敗戦直後から旧文部省の婦人教育課設置までとその後の政策決定、とりわけ国立婦人教育会館の設置をめぐる行政文書、および当時の婦人教育関係の審議会等に関わった人物(政治家、研究者、社会運動家等)の手記・著作等を収集し、分析する。文書の背後に隠された婦人教育政策をめぐる政治的・社会的力学の解明を試みるとともに、そのような婦人教育政策のもとで行われた代表的な社会教育事業の実践記録を分析し、そこでのジェンダー関係のあり方を明らかにする。

## 4. 研究成果

実践記録分析の抜粋：

1951年全国婦人教育担当者研究協議会

1951年9月19日~22日の4日間にわたり、福島県石城郡湯本町公民館において、全国婦人教育担当者研究協議会が開催された。文部省が主催し、福島県教育委員会事務局、福島県石城郡湯本町が後援している。敗戦以降、GHQによって婦人教育の特設を禁じられてきた日本の社会教育行政にとって、「婦人教育」を掲げた全国規模の研修が開催されるのは戦後初めてのことであった。

表 婦人教育担当者研究協議会日程(1951年9月、於福島県石城郡湯本町)

	第1日(19日)	第2日(20日)	第3日(21日)	第4日(22日)
8	受付	山本杉 「婦人教育の批判」 望月衛 「婦人の教育心理」 研究協議	伊藤昇・市川房江 「講話後の社会と婦人」 研究協議	全体討議
9				
10	開会、紹介 議事進行 協議	レクリエーション (指導技術)	部会の研究発表・批判	評価
11				
12	昼食	昼食	昼食	
1				
2	CIEウード氏講演 質疑	研究協議 関係各省関係官 出席(農林省)	研究協議	
3				
4	文部省社会教育課長 高橋真照「文部省の方針」 ディスカッション			解散
5				
6	夕食	夕食	夕食	
7	映画「成人教育」 懇談会	部会(4部)	懇談会	
8				
9				

出席者は、講師陣として GHQ 民間情報教育局 (CIE) の情報担当官エセル・ウィード、朝日新聞社論説委員の伊藤昇、評論家の山本杉、市川房枝、心理学者の望月衛の 5 名、主催者側として文部省社会教育課長高橋真照、同事務官の山室民子、金子貞子、渡辺政子の 4 名、そして協議会参加者として、北は岩手県から南は鹿児島県まで、全国 44 の都府県および市の婦人教育担当者 51 名であった。四日間の協議会日程は、前頁の表のとおりである。

戦前の婦人教育、婦人団体が国家主義的な女性観に基き戦争推進に利用されたことが批判され、GHQ は戦後の社会教育行政において婦人教育の特設を禁じてきた。しかし、教育達成における男女格差の縮小、さらに新たに参政権を得た日本の女性たちの主体形成をねらう上でも、この時代の成人女性に対する社会教育の必要性は政策・実践の両方のレベルにおいて大きな課題であった。そんな中、1951 年 1 月、三重県で開催された第三回東海北陸六県婦人教育係協議会において、婦人教育担当者の質的向上のための配慮を求める文部省社会教育局長宛の「請願書」が決議され、「婦人教育担当者の研修」「全国婦人教育担当者連絡協議会」等を求めたことを受けて、同年 9 月に本協議会が開催される運びとなった。以下、協議会の内容を概観する。

#### 第一日 (9 月 19 日)

##### ウィード氏講演

協議会第一日、最初のプログラムは、CIE エセル・ウィード氏の講演であった。要点は以下の三つである。一つは、いわゆる「逆コース」の動きに対するけん制である。1946 年、婦人参政権のもとで初めて実施された総選挙において 22 人の女性議員が誕生したことに象徴されるように、占領軍のもとで日本の女性の権利が与えられ、以来女性たちが少しずつ活躍するようになってきた。昨今そのような変化を押し戻そうとする動きがあるが、女性の社会進出は世界的な動向であり、流れを止めることはできないと釘を刺している。二つめは、伝統的女性団体の体質改善である。とりわけ戦時中、女性団体が政治利用されたことを批判し、協議会の参加者たちにそのような無知からくる伝統性と戦い改革するよう強く促している。三つめは、男性参加の要望である。もともと占領軍政策において婦人教育の特設はかつての復古的女性観を鑑み禁じられていたが、本協議会は初めてその方針を打破する形で開催されたものである。いわば婦人教育の復活を告げる出来事であることから、今後の新たな婦人教育はあくまでも民主国家にふさわしい進歩的な女性像を導くものでなければならず、必然的な帰結として将来的には男性も巻き込んだ形で協議していかなばならない、と結んでいる。

##### 文部省社会教育課長講義

次に、社会教育課長高橋真照が「文部省の方針」と題し、国として婦人教育をどのように進める意向であるかについて話している。

まず、本来は男女を区別せず成人教育を行うべきであるが、女性の地位や教育水準が低い日本の現状に即して婦人教育の特設が必要だとし、これまでの方針を覆して婦人教育を復活させる理由づけを述べた後、婦人教育の 1) 実施主体、2) 対象、3) 方法、4) 予算、5) 内容、6) 期待する効果、等について解説している。1) 実施主体は国、都道府県、市町村であり、2) 対象は婦人のみとし、未婚 / 既婚、職業、家庭における地位 (嫁 / 姑等)、若年 / 老年、等の属性を考慮してプログラムを立てるとしている。3) 組織的な教育だけでなく、映画等メディアを通じた社会教育の影響も考慮する必要がある、教師 生徒の関係よりも相互に教え合う関係が望ましいとする。4) 婦人教育の独自予算はまだなく、社会教育予算の一部を使うことができる状態だが、独自の予算を組めるよう準備している段階である。税金だけでは不足するので有志の寄附が必要。5) 婦人教育の内容としては、衣食住をはじめとする生活の科学的知識、母性という婦人の情操的特質の発展を主に挙げている。これらの婦人教育を通じて、6) 婦人全体の質の向上と、婦人が家庭生活を通じた社会浄化の推進力となる効果が期待される、と述べる。

文部省の婦人教育方針は、ウィードが期待した日本女性のさらなる社会進出とはニュアンスが大きく異なり、女性を第一に家庭生活を司る主婦と捉え、主婦の善導を通じた国民全体の生活改善を期待していたと読み取れる。

この後質疑応答で、社会教育主事の配置に関して、各都道府県 7 名のうち性別を考慮するか (女性主事を配置するか) との質問にたいし、高橋の回答は否であった。これを受け、同日夜の部では、「各県に設置される社会教育主事の中に必ず婦人主事を置くこと」を要望する緊急動議が発議された。

#### 第二日 (9 月 20 日)

##### 山本杉「婦人教育の批判」 / 望月衛「女性の教育心理」

二日目の最初のプログラムは、医学者山本杉と心理学者望月衛による講義である。山本杉は性科学者山本宣治の娘であり、当時としては珍しい女性性医学者である。望月は東洋大学教授で、青年心理、性心理を専門とし、性教育に関する著作も発表していた。両者とも当時としてはかなり進歩的な知識人と言ってよいだろう。

山本は自分には婦人教育を批判できるほどの資格はないと断りながらも、これまでの婦人教育への批判点として以下の四点を挙げている。1) 指導的地位を利用して自らの勢力を伸ばそうとする婦人教育者の存在、2) 指導者の知識レベルの低さ、3) 地域婦人団体、公共施設等の不足、4) 指導者に生活実感が乏

しく婦人のニーズを捉えていない。こうした現状認識のもと、今後は科学的・文化的裏づけのある指導者が必要であること、婦人の経済的自立が求められること、子どもを産み育てることに自負心を持つべきであること、などを提唱している。また、「日本人が翼賛政治時代の考えに戻りつつあるのではないか」というように、逆コースの風潮への危惧も表している。

望月は女性の教育心理というタイトルではあるが、自分は女性心理について本格的に研究してきてはいないと断ったうえで、男女の心理的相違について述べたのち、「私が婦人教育者ならば」として、婦人教育の具体的な実践について助言している。大衆向けの著作も数多い人気心理学者らしく、わかりやすい実例を挙げながらの軽妙な話しぶりが記録からもうかがえる。具体的には、「ローカルカラーを分析するところから入る」「先見の明を持たせる」「政治的・科学的関心は男性も決して高くないので女性だけが低いと思う必要はない」「喜劇映画を見てそのあとの雰囲気婦人教育に生かす」「キャッチフレーズを考える」「(地域的特性の異なる遠方よりも)隣村から講師を探す」などである。全体として、心理面における男女の相違を述べながらも、女性の潜在能力を高く評価し、男性の立場から婦人教育を鼓舞する内容となっている。

#### 研究協議

二日目の午後には、全出席者と関係各省担当者による研究協議が行われた。下記の16の議題が用意されており、質疑応答、意見交換の様子が記録されている。特に活発な議論がなされた議題として、「三 関係官庁、関係機関との連絡調整について」では、文部省の所管する社会教育関係団体・婦人団体だけでなく、その他の官庁の所管にある諸団体(例えば農協婦人部、未亡人会等)を「関係団体」と捉えるべきかについての質問が相次ぎ、自治体内の関係部署との連絡調整を行っている等、各県担当者による情報交換が行われている。また、議題10・11の政治教育に関しては、四月に行われた地方選挙における

婦人教育担当者連絡協議会 研究協議議題(1951年9月)

- 一 社会教育体系における婦人教育の分野の確立と具体的目標について
- 二 婦人担当者および各行政分野における婦人指導者の地位について
- 三 関係官庁、関係機関との連絡調整について
- 四 婦人教育の実情と問題点の解決について
- 五 婦人教育担当者としての「専門的技術的指導及び助言」の範囲内容について
- 六 婦人教育振興の具体的方策について
- 七 婦人教育の指導者養成に関する今後のあり方について
- 八 未組織婦人の教育振興について
- 九 公民館における婦人教育の振興について
- 一〇 婦人に対する今後の政治教育のあり方について
- 一一 婦人団体の政治的活動に対する助言指導について
- 一二 婦人団体に対する助言指導の限界の明確化および指導者のもつべき技術について
- 一三 都市の婦人団体の現状と指導について
- 一四 婦人団体の指導者講習の今後の狙いについて
- 一五 農山村におけるクラブ・グループの育成、発展策
- 一六 府県の段階の連合団体又は連絡協議会の運営について

各地の女性たちの投票行動、女性候補者の擁立とその結果について率直な情報・意見交換がなされており、講師として参加している市川房江が助言している様子が見える。合わせて講和後の再軍備の見通しについても講師陣へ質問が投げかけられており、各地の婦人教育担当者にとって非常に高い関心が寄せられていたことがうかがえる。

#### 研究部会

二日目の夜は、参加者が四つの班に分かれてテーマごとに話し合う研究部会が行われている。各班の研究課題は以下の通りである。

- A班 婦人講座、学級等の教科課程編成の実例
- B班 婦人団体の評価基準の設定
- C班 社会教育として行う生活慣習改善事業計画の実例
- D班 「地域社会における婦人の活動」の実態調査の方式事例

このうちB班では、婦人団体の評価基準の設定について、1)組織運営、2)事業と活動、3)財政、4)地域社会と他団体との関係、の四側面について、小グループに分かれて細かな評価基準を検討し、グループ発表を行っている。また、D班では文部省の担当者も交えて婦人活動の実態調査の項目と方法、さらに調査結果の活用法についても検討しており、各県の担当者にとって極めて実践的な研修が行われていたことがわかる。

#### 第三日(9月21日)

伊藤昇/市川房江「講和後の社会と婦人」

三日目は、朝日新聞論説委員の伊藤昇と前年に公職追放を解かれた市川房江が講和後の日本社会における女性のあり方について講義を行っている。

伊藤は講和後の日本社会の揺り戻しに対する危機感を鮮明に表わしており、平和を守るために日本の女性がもっと声を上げること、声を上げるだけでなく行動すること、それらを成し遂げるために教養をつけ、団体の力をつけることを訴えている。

市川は、講和後の反動を明治以来第三の婦人運動に対する反動であると位置づけ、婦人の地位を向上させる途上で必然的に生じる反動の一つであると歴史化する視点を提示している。この度の反動を乗り切るためには与えられた参政権を大切に使うことが重要であり、先の地方選挙の結果を見ても女性議員が大幅に増加していることに希望が見出せるとしている。

全国婦人教育担当者研究協議会は、戦後初めて開催された全国の婦人教育担当者を対象とする研修会である。講師の一人でもあった朝日新聞論説委員の伊藤昇は、協議会終了後、朝日新聞の社説で「婦人の地位はゆらぐか」と題し次のように論評している。

「まず第一は、講和ができると日本の婦人の地位は大きくゆれるのではないかという不安が、終始討論の中心に流れていたことであ

る。それは、今回の行政整理により、労働省  
婦人少年局や、厚生省児童局の存廃問題が出  
ていることに直接起因しているが、(...中略  
...)いわゆる「日本的考え方」への切替えと  
して、家族制度の美点を強調することから  
「家」の問題の再検討となり、そこから民法  
改正のうわさが出たり、さらに進んで、再軍  
備の問題にからんでは、婦人権参政(マ)さ  
えもとりあげられるのではないかとの心配  
が、真剣に論議されたことは見逃してはなら  
ない。(…中略…)第二の問題は、婦人を対  
象とする行政面と、団体とが、あまりに複雑  
に入組みすぎていることである。(…中略…  
地域婦人団体は)組織関係がまちまちで、勢  
力争いや、会員獲得競争をやっているよう  
なことは、直ちに改められなければならない。  
しかも、そのやっていることは生活の改善と  
か、教養の向上とかの同じようなことであ  
ったり、(中略)町村役場のお手伝いだけ動  
員されているようでは、婦人団体の自主性  
が疑われることにもなる。そういうことを  
避けるためにも、中央なり、地方において、  
しっかりした連絡機関を持ち、それぞれの目  
的と分野に別れて、はっきりした行動をと  
らない限り、この混乱はとくに地方の婦人  
運動のガンになる恐れがあるといいたい。  
採算は、地域婦人会自身が内部にもって  
いる危険性である。(…中略…)選挙権を  
もっているがためにいろいろ利用される  
不安がようやく出てきている。(…中略…)  
町村議会などに出ていくために婦人団  
体の幹部になったり(することから)地  
域婦人会が政党政派に牛耳られること  
ともなり、また内部の分裂も起ってくる  
(こととなる)。(…中略…)もう一つ  
は、依然として婦人会幹部には自治体  
首長の夫人などいわゆる地方有力者の  
夫人がおさまって、団体そのものが民  
主的な運営をなされていない傾向が  
指摘されてよかろう。それが公選によ  
る夫の内助の功にでも利用されるよ  
うでは、婦人会は最も好ましくない道  
を歩いていることにもなるし、それは  
またかつての愛国婦人会、国防婦人会  
などの『右へならえ』式集団にすべ  
りおちる心配がないともいえまい。」

伊藤が指摘するのは、いわゆる逆コース  
の時流にあって、婦人教育担当者らが  
女性の地位も後退させられるのではな  
いかという危機感を強く抱いているこ  
とと、その一方で婦人教育をめぐる  
行政システムが一本化されていない  
複雑さの問題、それにとまって地域  
婦人団体もその所管をふくめセクシ  
ョナリズムに陥っているきらいがあ  
ること、さらに、参政権をはじめと  
する女性の権利獲得後もなお、婦人  
団体が戦時中と同様の翼賛的な勢力  
になりうる危険性を孕んでいること  
である。つまり、婦人教育という領  
域では、「女性の地位向上」と「国家  
主義への女性の動員」という相反す  
るベクトルが共存していることを看  
破していたといえる。

## 5. 主な発表論文等 (研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

羽田野慶子・杉山晋平

「公民館実践の質的評価を支える実践コミュニティ 福井大学における社会教育専門職のための研修プログラム「学び合うコミュニティを培う」」,日本社会教育学会編『日本社会教育学会年報 第56集 社会教育における評価』2012年。

〔学会発表〕(計 件)

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕  
出願状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

羽田野 慶子

(福井大学・教育地域科学部・准教授)

研究者番号：50415353

### (2) 研究分担者

( )

研究者番号：

### (3) 連携研究者

( )

研究者番号：